公示送達書

一宮市告示第 354 号 令和 7 年 7 月 29 日

一宮市長 中野正康

地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。

送達する書類名

差押調書(謄本) 1通

| | 住(居)所 | 氏名 |
|-----------|--|-------|
| 送達を受けるべき者 | 愛知県一宮市大和町妙興寺字地蔵恵44番地1 LOE episodel 202号 | 平野 翔悟 |
| | 以 下 余 白 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。